

平成16年厚岸町議会第3回定例会		
平成15年度企業会計決算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日	平成16年9月24日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成16年9月24日 午前10時01分
	閉 会	平成16年9月24日 午後 2時21分

1. 出 席 委 員 並 び に 欠 席 委 員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
2			12	谷 口 弘	○
3	南 谷 健	○	13	菊 池 賛	○
4	小 澤 準	○	14	田 宮 勤 司	○
5	中 川 孝 之	○	15	佐 齋 周 二	○
6	佐 藤 淳 一	○	16	竹 田 敏 夫	○
7	中 屋 敦	○			
8	音 喜 多 政 東	○			
9	松 岡 安 次	○			
10	池 田 實	○			
以 上 の 結 果 出 席 委 員 15名 欠 席 委 員 0名					

1. 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狭 靖	水 道 課 長	松 澤 武 夫
助 役	大 沼 隆	病院事務次長	須 佐 祐 吉
収 入 役	黒 田 庄 司	病院管理係長	佐々木 裕 行
総 務 課 長	田 辺 正 保	病院医事係主任	佐 藤 弘 幸
行 財 政 課 長	斉 藤 健 一	病院総務係主任	平 下 哲 也
まちづくり 推 進 課 長	福 田 美 樹 夫	教 育 長	富 澤 泰
		教委管理課長	柿 崎 修 一
税 務 課 長	大 野 榮 司	教 委 生 涯 学 習 課 長	松 浦 正 之
町 民 課 長	久 保 一 將		
保健福祉課長	豊 原 隆 弘	教 委 体 育 振 興 課 長	大 野 繁 嗣
環境政策課長	佐 藤 悟		
農 政 課 長	西 野 清	農委事務局長	藤 田 稔
水 産 課 長	大 崎 広 也	監 査 委 員	今 村 實
商工観光課長	高 根 行 晴	監 査 委 員	安 達 由 圃
建 設 課 長	北 村 誠	監査事務局長	阿 野 幸 男

委 員 長

ただいまから企業会計決算審査特別委員会を開催いたします。

開会時刻 10時01分

委 員 長

これより直ちに審査に入ります。

審査の進め方につきましては、款項ごとに進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長

それでは、ご異議がないと認め、款項ごとに進めてまいります。

初めに、認定第1号 平成15年度厚岸町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

まず、決算書の1ページ、決算報告書、収益的収入及び支出から進めてまいります。

第1款水道事業収益、第1項営業収益。

ございませんか。

(な し)

委 員 長

第2項営業外収益。

ございませんか。

(な し)

委 員 長

それでは次、支出に入ります。

第1款水道事業費用、第1項営業費用。

ございませんか。

(な し)

委 員 長

第2項営業外費用。

ございませんか。

(な し)

委 員 長

第4項予備費。

ございませんか。

(な し)

委 員 長

次に、2ページの資本的収入及び支出に入ります。

第1款資本的収入、第1項企業債。

	ございませんか。 (な し)
委 員 長	第3項出資金、第5項工事負担金。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	第6項保証金。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	それでは次、支出に入ります。 第1款資本的支出、第1項建設改良費。 12番、谷口委員。
1 2 番	今年度、この石綿管の布設がえ、厚岸停車場線及び白浜町海岸通り配水管布設がえ工事、それから白老町の南1の通り、これは石綿管の布設がえという説明があったんですが、現在あとどのぐらい石綿管は残っているんでしょうか。
委 員 長	水道課長。
水道課長	お答え申し上げます。 上水道エリアの石綿管の布設がえにつきましては、この15年のこれらの工事をもってすべて終了しております。
1 2 番	いいです。
委 員 長	よろしいですか。
1 2 番	はい。
委 員 長	ほかにございませんか。 8番、音喜多委員。
8 番	給水設備の関係というか、事業報告の中にもありますが、給水設備本体の方の老朽、請負契約等見れば沈殿池とか、そういった汚泥の処理とかをしている、排水場のですね。今、この中に高度処理方法の研究ということが出てきていまして、それとあわせて、今、浄水場の改良等をやっているわけですがけれども、この高度処理方式というのが公開というか整備というか、そういったものと今回は一致されるものなのか、改めて今回整備した後にそういう技術というか新しい機械を入れていかなければならなくなるものなのか。

いずれにしても、浄水場の処理場というか、そういった設備が機械類含めてかなり老朽化しているという話は以前から聞いていまして、これをやっていかなくやならないという、ただいかんせんこういう財政状況の中で、水道料金の関係もあつて急にできないというようなお話でしたが、この高度処理方式、いわゆる効率的なとか、よりよい水の処理を進めていきたいということなんだろうと思うんですが、改めて措置をしなくちゃいけないのか、その辺の全般的な見通しはどのように立てていらっしゃるんですか。

委員長

水道課長。

水道課長

お答え申し上げます。

水道水の水質等の処理ですけれども、処理方法の根本的な考え方としては、新たな処理設備を新設して高度処理に対応した機械によってやっていくという方法もありますし、あるいは最小限の設備の増強で、その中で、鋭意努力してやっていくというようなことが考えられると思います。

それで、確実に高度処理、そういう方法をとるためには、億単位のいわゆる設備投資が必要になってくるということもありますし、今の施設そのものが質問者ご承知のとおり、相当老朽化しているし、あと例えば施設本体の耐用年数も20年前後かなということも、これらを考え合わせますと、現時点での億単位でのそういう設備投資といいますか、そういうものについては不経済なものになってしまうのではないかとこのように考えております。

それで現在は、昨年もそうですけれども、今年度も予算いただきましてやっておりますけれども、最小限の設備投資によって水質基準を確保していきたいというふうに考えております。

委員長

よろしいですか。

8 番、音喜多委員。

8 番

という今の答弁からしますと、いずれするとしっかりしたというか、ある程度投資をしてやっていかなくやいけないよという、ああいったものは、設備的なものはある程度耐用年数来れば多少は引き延ばすことができて、今度処理能力がどうかという問題点が出てくると思うので、そういった計画性をもう既に立てられているんですか。いずれ立てなくやいけないと思うんですが、その辺のところを見通し聞かせていただきたいというふうに思います。

委 員 長	水道課長。
水道課長	お答えいたします。 当然、先ほど申し上げましたように、今の施設本体があと20年前後ということになりますと、そういう新たに設備投資をする、そういうことも視野にももちろん入れなくてはなりませんけれども、今現在、先ほど申したように最小限の設備投資でやっている段階の中で、具体的に、じゃ今度施設整備をするときにはこういうものにしようとか、具体的なそういう計画等はまだ立ててございません。
委 員 長	よろしいですか。
8 番	いいですよ。
委 員 長	ほかにございませんか。 (な し)
委 員 長	それでは、次に進みます。 第2項、企業債償還金。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	それでは、次に進みます。 3ページから8ページまで、財務諸表。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	なければ、次に進みます。 9ページから15ページ。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	16ページから21ページまでは、附属明細書であります。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	なければ、総体的にございませんか。 (な し)
委 員 長	なければ、以上で質疑を終わります。 お諮りいたします。

	討論を省略し、本案は原案のとおり認定すべきものと決するにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
委 員 長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。
委 員 長	次に、認定第2号 平成15年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。
3 番	3番。 委員長、資料の要求をお願いしたいんですが、17ページ、病院事業費用の経費のうちの諸会費 134万 2,913円とございますが、この内訳の資料の提出をお願いしたいんですが。
委 員 長	休憩いたします。 休憩時刻 10時14分
委 員 長	再開いたします。 再開時刻 10時19分 決算書の1ページ、決算報告書、収益的収入及び支出から進めてまいります。 第1款病院事業収益、第1項医業収益。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	第2項医業外収益。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	それでは、支出に入ります。 第1款病院事業費用、第1項医業費用。 ございませんか。 3番、南谷委員。
3 番	委員長、収入、支出あわせまして両方の考え方でちょっとお尋ねしたいんですが、病院経営にかかわることなので、ご了承を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。 平成15年度の決算に当たりましては、この事業が計画された年度は、私はまだ議

員になっておりませんので、この辺の1年間の動向、計画に対する考え方が余りよく理解されない部分もありますので、改めて計画を知っているのではないかということではなくて、その辺がわからないものですから細かい部分まで触れさせていただきたいと思いますので、ご了承賜りたいと思います。

まず、収入が私の判断では12億 7,500万、そして残念ながら支出が14億 8,100万で、平成15年度中で約2億 500万の欠損になった。平成14年度の決算残高が期末で2億 1,900万であった。今期も欠損金が2億 1,000万も発生した。合計で、現時点で4億 3,000万の欠損に相なると、こういうことで私は理解をしたんでありますが、こういう結果に至って、過去は話に聞きますと、一般予算からこの補填について繰り入れをして、ある程度帳尻を合わせてきた経過があると。近年、厳しいものがあって、このような結果に相なってきた。

昨年が2億、今年も2億でと、4億になってしまうと。今後どうするのか、この辺のお考えをどうとらえているのかな。どうしていくのかな。地域の医療のあり方も含めて、町立病院の経営というものをどう考えて、どう構築していくのか。とりあえずは、まずこの大きな数字の構築をどのようにしていくのかお考えをお聞きたいのでありますが、まず第1点目としてよろしく願いいたします。

委員長

病院事務次長。

病院
事務次長

私の方からお答えさせていただきます。

ただいまご質問ありましたように、この間の病院事業に対する一般会計の補助金につきましては、平成11年度が5億 8,700万ということでありまして、補助金のピークの金額であります。12年度以降、財政状況も大変厳しくなっておりますので、病院に対する補助金も減額せざるを得ないという状況が発生し、13年度で赤字決算を余儀なくされたところであります。

13年度の単年度のマイナスが6,029万 5,000円でありました。14年度、2億 9,800万の補助金を一般会計から受けたわけでありまして、この段階で1億 9,400万ほどの単年度欠損を生じておりますし、今年度はさらにさきの説明でも行いましたが、4条予算の資本的収入の方に3,550万を元金の償還に充てたものから、3条予算としては2億 6,100万円の補助金の繰り入れでありました。

したがって、2億 1,000万のマイナスの欠損となっておりますが、引き続き経営状況を改善しながら努力をしてまいっていきたいと思っておりますが、非常に厳

しい状況にあることは、現状、理解をいただきたいと思いますし、一般会計におきましても、財政状況の逼迫している中では、引き続き前段申し上げました4億、5億の補助金を病院会計の方に充当するということは大変な状況でありますので、経営努力しながら改善に向けていきたいというふうに考えております。

委 員 長 よろしいですか。

 3番、南谷委員。

3 番 もう少し具体的な話が出てくると思ったんですけど、はっきり言って。町の方は一般会計からなかなかお金を出しにくいよ、町立病院は事業計画のときには僕も聞いたはずなんですよ。今後どうしていくんだ、そういう厳しい質問をさせていただいたと思っております。

 少なくとも、昨年度末で2億あったよ、今回4億ですよ。こういう事実があつて、少なくともこういう決算を迎えるわけだから、次にどうするんだ。こういう打ち合わせがあつて、経営努力をしますよというレベルでこの数字が解決しますか。はっきりとした考え方をお聞きしたい。

委 員 長 行財政課長。

行 財 政 病院会計に対する質問、さらに全体的な話になろうかというふうに思いますので、私の方からご答弁をさせていただきたいと思います。

課 院長 病院事業会計につきましては、今、事務次長がお話いたしましたとおり、平成13年度まで赤字補填と言われる一般会計からの繰り出しをしておりました。14年度から赤字補填は第一の行財政改革がありまして、いたしませんよということで企業努力をしてくださいということで、一般会計からの補填がなくなったというために約2億、また今年も2億赤字が生じたということであります。

 基本的には、この赤字対策でございますけれども、まずは収益的収支と言われる経常経費の中で、病院会計といたしましてはこの圧縮に努めなければいけません。不採算部門を病院は持っておりますから、そういう意味では一般会計としての補填も当然必要であります。

 ですから、この赤字が不良債務といいまして、10%を超えますと再建計画をつくらなきゃいけないということになります。そうなりますと、病院の努力、一般会計の努力が必要であります。ですから、まずは今、医師等の問題、病院の収支というものは非常に保てなくなっている状況でありますけれども、それをまずきちんと確

立しなきゃいけない。その上に立って、一般会計も残った赤字、今言いました4億円、4億円をどうしていくかということを、これは再建計画をつくって一般会計からは幾ら、病院からは幾らということを財源捻出をして健全に向かって努力をしていくというプログラムをつくっていかねばいけないということであります。

ですから、今、一般会計の非常に厳しい状況にありますけれども、病院会計における医師体制も今整ってまいっておりますから、その部分で3条予算と言われる収益がきちんと今までの状況よりもプラスになる方向でこれは動いていかねばいけない。そのために、一般会計も不足分についての補填ということを今後の中で考えていかねばいけない。ですから、今年度4億円の累積が出たということがありますので、この累積が不良債務の10%を超えるような状況になれば、再建計画をつくってきちんと病院の再建を一般会計ともども努力をしていく。そういう時期に来ていくことになります。

ですから16年度、今年度の収支を見て17年度以降の抜本的対策ということを議会の皆さんにお示ししながら、病院のあり方も含めて考えていかねばならないということですので、今、この赤字はやはり病院の経営の中で、やっぱり収益を保つことができなかったということが第一義的要因ではないかというふうに思いますけれども、一般会計を通してその赤字補填に対してのこれからの対策ということをきちんと企業と一般会計の両輪のごとく進めていくということですので、今、部内では取りまとめを急いでいる最中であります。

以上であります。

委員長

3番、南谷委員。

3番

少なくとも、本決算でこういう数字に至っているわけだから、報告するに当たってどのような考えでおるか、言われてからでは僕は遅いと思うんですよ。答えは、なかなか厳しいものだと思うんです。それだけに、そういうことも踏まえて一般会計からどうするのか、病院の中でどうするのか。それぞれそのぐらいの赤字が出たわけですから、町民の皆さんだって心配だと思うんですよ。この4億というものはどうなるんだろう。そういうものをやはり、赤字が出たことから今度一般会計からどうするんだ、町財政も厳しい、そういう問題があるんだ。赤字が出ました、それで、報告で私は簡単に認められないと思うんですよ。

ぜひ、再建計画なり、赤字は出たわけですから、これに向けてどうやっていくん

委員長

助 役

だというものをしっかり構築していただきたいと思います。

助役。

14年度の決算の時点から2億の赤字が出たということで、これをそのまま放置できないと。一般会計から繰り出しできる限度もある。いわゆる、公営企業ですから独立採算というものがきちっと求められてしかるべきだと。しかも、なおかつ一般会計から基本会計へ繰り出す基準というものがある。その基準にのっとった金額しかこれからは病院会計の方には一般会計から負担はできませんよという話を病院の方にもさせていただいております。その結果、2億、2億という赤字になったわけであります。

昨年の段階から、この赤字を解消すべくいろんな施策を講じてまいってきております。具体的には、例えば病院給食の委託化であるとか、それから各種の経費の削減対策、これは給食以外に医事業務、これも全面的な民間委託、それから薬品、診療材料等の在庫管理、これらの徹底等々を行ってきております。これらだけでは対処し切れなかった。その結果が、またやっぱり2億という赤字が出た。これは分析してみますと、医師がきちっと確保ができずに患者さんの大きな減少があるということであります。15年度の当初は3名。16年度当初になってやっと6名のお医者さんが確保できているわけですけれども、これらの対応、いかに信頼される病院をこれから構築していくか。それには、まず医師がきちっと定着していただいて、患者さんときちっとしたコミュニケーションをとることがまず大事であるというような考え方も持っておりますし、それからさらに、病院は病院で経営の改善計画というものを策定していただいております。

15年度の改善目標をきちっと立てていただいておりますが、その実施率というのが88.7%という状況になっております。これはいろいろ要因があるわけでありまして、それらの目標数値をさらに精査しまして、この赤字解消をどうしていくべきかという具体的な議論は、既に病院の内部でも検討していただいておりますし、それらも単に病院トップだけに任せるのではなくて、我々町長部局の方もこれに参画して行って、改善すべき、あるいは経費の削減すべきものはないかどうか、それから、診療報酬の適正な需給関係をチェックできるような体制、それらもあわせて検討して、この病院の赤字解消の努力をしていかなければならないと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員 長	よろしいですか。
3 番	はい。
委員 長	ほかにございませんか。
	それでは、進めてまいります。
	第2項医業外費用。
	ございませんか。
	(な し)
委員 長	第3項予備費。
	ございませんか。
	(な し)
委員 長	それでは次、進めてまいります。
	2ページの資本的収入及び支出に入ります。
	第1款資本的収入、第1項企業債。
	ございませんか。
	(な し)
委員 長	第2項補助金。
	ございませんか。
	(な し)
委員 長	それでは、支出に入ります。
	第1款資本的支出、第1項建設改良費、第2項企業債償還金。
	ございませんか。
	(な し)
委員 長	なければ、次に進みます。
	3ページから7ページまで、財務諸表。
	ございませんか。
	3番、南谷委員。
3 番	3ページから7ページまでの間でございますよね。4ページでございますが、利益剰余金の部、減債積立金のうち、その下に減債積立金の(3)当年度処分額ゼロ、前年度繰入額もゼロ、本年度の繰り入れもゼロ、この表示の仕方でございますけれども、5ページの3番目、他会計補助金(3)当年度発生高ゼロになっているんで

すよね。これを14年度の決算書も見せていただいたんですけども、過去ずっとゼロなんですけれども、私、8ページにウ、資本的収支という欄があるんですよ。ここに、この文章を読ませていただきましたら、資本的支出における収入は一般会計補助金 3,550万、括弧して 3,550万円をこのほか特定事業で云々と書いてあるんですよ。そうすると、僕の頭では理解ができないんですよ。

当年度分発生高は、ここではゼロの表示なんですけれども、文章の中では一般会計からの補助金が 3,550万を繰り入れしているよと書いているんですよ。そうすると、2億 3,645万 4,000円という他会計からの補助金は、前年度末残高で本年度はありませんという表示ですよ。そうしますと、当年度の発生高ゼロですよとなっているんですよ。

そうしたら、後ろに書いている8ページの資本的収支の中にある一般会計 3,550万という表示は何なんだろうな。ただ、こういう会計表示というのは国の書式があってなされるケースが多いと思うんですよ。だから、所定の基準というものがあるんだろうけれども、僕の頭では理解できなかったものですから、この辺のその説明をお願いします。

委員長

ちょっと今、確認の時間をいただきたい、そういうことです。

休憩いたします。

休憩時刻 10時40分

委員長

再開いたします。

再開時刻 10時53分

病院事務次長。

病院
事務次長

大変貴重な時間をいただきまして申しわけございません。

ただいま委員からご質問ありました5ページの他会計補助金の関係でありますけれども、私どもの事務的なミスであります。前年度末残高 2億 3,645万 4,111円というふうに記載してありますが、実は確認しましたところ、この数字が 2億95万 4,111円が前年度の決算でありまして、なお当年度発生額、今回決算でご説明してありますとおり、当年度の発生額は 3,550万に相なります。

したがいまして、年度末残高は 2億 3,645万 4,111円という数字でありますので、ご指摘のとおり数値的に誤っております。しかるべき手続をとりまして訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

委員長

休憩いたします。

休憩時刻 10時54分

委 員 長	委員会を再開いたします。 再開時刻 1 1 時 1 1 分 お諮りいたします。 ただいまの件につきまして、本会議で訂正の承認を求められておりますけれども、このことにつきましてご異議ございませんか。 よろしいですね。 それでは、本会議再開のために委員会を休憩いたします。 町長。
町 長	私から、一言皆さん方におわびを申し上げたいと存じます。 ただいま審議をいただいております平成15年度厚岸町病院事業会計決算における審議過程の中で、記載上のミスが指摘をされ、その事実が判明をいたしましたわけであり、まことに提案者としておわびを申し上げる次第であります。再審査の手続等を取りながら、改めてご審議をいただければ、かように考えますので、この点についてはご了承いただきますようによりしくお願いを申し上げたいと存じます。
委 員 長	それでは、本会議開会のために委員会を休憩いたします。 休憩時刻 1 1 時 1 3 分
委 員 長	再開いたします。 再開時刻 1 1 時 2 0 分 ただいま本会議において、字句の訂正がありました。 よって、これにて改めて進めてまいりたい。 南谷委員、よろしいですか。
3 番	はい。
委 員 長	ほかにございませんか。 9 番、松岡委員。
9 番	そうすると、この参考資料に載っている平成15年の他会計補助金は、2 億 6,163 万となっておりますが、そして説明欄には一般会計補助金 3,665万うち 3,550を企業債償還金とするということでございますが、この参考資料に載っている2 億 6,163 万というのは、これ、どうして違うんですか。ここにははっきり2 億 6,163 万と載っているんですよ。
病 院 事務次長	お尋ねの金額につきましては、ただいま訂正をさせていただきました資料の5 ペ

	ージの今年度末の残 2 億 3,645 万 4,111 円の関係だと思うんですが、ここにつきましては 4 条予算のこれまでの補助金の累計額を記載したものであります。 なお、認定第 2 号の説明資料に記載されています数字は、いわゆる 3 条予算の収益的収支の説明でありまして、収益的収支の方で受け取りました一般会計の補助金は、2 億 6,163 万円を今年度収入しております。この表の記載は前年度、14 年度と 15 年度の一般会計の補助金の比較でありまして、14 年度 2 億 9,828 万と差し引きしますと、3,665 万円が減額になっておると。しかしながら、3,665 万円のうち 3,550 万円は、4 条の方の予算に充当をしているという内容でありますので、ご理解をいただきたいと思います。
委 員 長	よろしいですか。 9 番、松岡委員。
9 番	2 億 6,163 万というのは、これはあれでしょう、他会計補助金だから一般会計から出してるものなんでしょう。 (「そうです」の声あり)
9 番	そうすると、5 ページのあれとは違うわけですね。2 億 3,645 万 4,111 円ということになっておるわけですが。
委 員 長	病院事務次長。
病 院 事務次長	5 ページの方は、4 条の資本的収支の方の資本的収入になりますので、いわゆる起債の元金償還とか、建設改良費の方の経費でありますので、これの累積の金額が 2 億 3,645 万 4,111 円ということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。
9 番	もう少し、わかりやすく説明してもらわないとわかんないよ。
委 員 長	休憩いたします。 休憩時刻 11 時 24 分
委 員 長	再開いたします。 再開時刻 11 時 30 分 9 番、松岡委員。
9 番	今の訂正のこれはわかったんですけども、委員長、どうしてもこのまま訂正したものを本会議では了解したと。そしたら、特別委員会に付託しなきゃいけないでしょう。その手続しなかったら……いいや、それはそれで後ほど手続はいいと……。 町長にお聞きしたいんですけども、昨年度以来、累積赤字も 4 億 3,018 万 9,000 円からになっている。病院の運営委員会についても強く指摘しているわけで

すが、私やっぱり、私どもを初めとして町民にわかってもらうためにも、一般会計においてどの程度病院の費用として地方交付税に振り込まれているのか。これは病院の運営委員会のときにも私強く指摘したんですよ。

これは当時の事務局長はわかっていると思うんですけども、これを指摘しなかったら、ただただ一般会計から出しているんじゃないわけです。あのころの話では、7,000万か8,000万だという話もちらっと聞いていますけどね。

それともう一つには、やはり先ほど助役が言ったように、早急にやっぱりこの赤字解消策を5年かかろうと6年の計画でもいいですから早く立ててもらいたい。五里霧中なままこれだけで了承せえ、了承せえと言われても了承できなくなってくるんですよ。

前にも、既に20億からの累積赤字があったわけですね。これも何とかなんとか解消したわけなんですけれども。非常にこの会計が、病院というのは大事なものなんですけれども、これが厚岸町の財政にあらえるおそれが非常にあるわけです。そのためにも、何とかこの会計独自のことでなくて、やはり一般会計からもある程度の補助はやむなしとして、この会計だけは常に収支ゼロを目標にして持っていくべきではないか。これがやっぱり厚岸町の大きな財政の基本になってくるんじゃないかと思うんですね。これらについても、先ほどもう少し待ってくれ、もう少し待ってくれということですが、常にあらゆる機会でもって指摘しているわけです、この赤字を計上するということに対しては。そのことのめどをきちっとやっぱり立ててほしいと思います。何年度をめどにして赤字を解消すると。

いずれにしたって、今の状態からいったら、いろいろな病院内部の強化とか何とかとか言ってるけれども、一般会計からやはり出していかなければ、この会計は正常に戻らないと思うんですよ。これはある程度やっぱり理事者も心の中に入れておかなければならんと。事業会計だから何とかする、何とかするじゃないと思うんですよ。

私どもあちこちの病院を視察してきましたけれども、どこの公立病院でも赤字で悩んでいるんですよ。そういうようなことから、この収支はやっぱりゼロにすることを目標にきちとした計画を立ててほしい。合併のときの政治計画指標等も見たんですけども、そのことがうたわれていないわけです。

それともう一つには、監査報告を見ますと、一番最後に全事業費用を見ると16.5

委員 長
町 長

%の費用増となり、2億 1,020万 4,716円の赤字決算を余儀なくされたと。それに対して、やっぱり監査委員もこの赤字決算がどうなっていくかということもやっぱりあれして、監査委員は監査委員なりに町長にやはりそのことを強く要請していくことも必要ではなかろうかと、かように思うんですが、ご答弁をお聞きいたします。

町長。

お答えをいたします。

全国の自治体病院、松岡委員からご指摘ありましたとおり、大変赤字問題を抱え、今日の自治体財政厳しい中で大きな課題になっております。私も一般会計の負担等を考えますと、大きな負担約3億円を一般会計から出しておるという現実を考える場合に、しからば財政厳しいから、また町負担としては大きな問題を抱えてる町立病院をなくしていいのか。または、一昨日も議論されましたけれども、小児科の問題、現実には医者がない。なかなか見つからない。廃止していいのかという議論も一方に出てくるかもしれません。

しかしながら、町立病院の使命というのは、地域住民の健康維持、生命を守るという重要な使命があるわけであります。そういう意味においては、赤字であります、町立病院の廃止は考えておりません。

そういう中で、私も健全運営を目指して、開設者として昨年病院運営基本方針というものを策定し、病院改革を含め何とか赤字解消したいという意気込みを持ちながら病院運営をいたしております。しかしながら、今、決算報告でいたしております現実であります。

今後とも、そういう厳しい道のりではありますが、町立病院の使命において、今後とも健全財政運営に向けて頑張っていきたい、かように考えます。

それと、交付税の歳入の問題ですが、約1億 5,000万ほど入っております。

委員 長
監査委員

監査委員。

この病院会計の計上する赤字の関係につきまして、監査委員としてもその辺は行政上きちんとすべきではないかといったようなお話があったわけでございます。私どもといたしましても、もちろんこういった毎月例月検査、あるいは決算審査、こういった機会をとらえて、町の当局に対してはそのようなことも申しておるわけでございます。

何といっても、町長も言われたように、病院会計、特別会計でございますけれど

も、開設者は厚岸町長でございます。これが、もし赤字で再建計画といったような事態になれば、一番迷惑をするというのは、町民にはね返ってくるということでございます。いかにこの一般会計の事情があろうとも、やはり全部の会計を眺めた中で、やっぱりものごとというのは、ペイしていかないことにはやはりすべてがうまくいかないというふうなことも思うわけであります。

でも、私ども企業会計は独立採算で、その経営に伴う収益をもって一応賄いというのが原則だというふうな、これ自体もあれでございますけれども、一般会計からはこの公定費用、負担金とか看護婦養成の関係とか、救急医療、こういった医療行為に書かれておりますとりのものしか出さざるを得ないというような厳しい状況でございますけれども、やはりこういう毎年十二、三年前からこの診療報酬が多い日は30%、去年も10%下がっています。これは、同じ人が、2万人の人が来ても、ほかへ回った方すべて下がったことで赤字になる。これは、経営状況を何ぼ努力してももうかるものじゃないわけです。

ですから、こういったものは当然補助金の要素の中に入れるべきだということも私ども何かの機会に町長に申したことはございますけれども、何といっても町民みんなのための医療を守る機関ですから、私どもも今後とも機会をとらえて健全な経営に向かうように、鋭意そういう勧告、是正をするために努力をしてまいりたいというふうに考えています。

委員長

9番、松岡委員。

9番

監査委員に申し上げますけれども、私はその気持ちは十分わかりました。しかしながら、少なくとも2年続けて赤字を出しているわけですから、この審査報告書の中に努力すべきだとかなんとかということをやっぱり意見としてつけるべきじゃないんですか。私はそのことを言っているんですよ。

それから町長、私は病院をなくせとかなんとかということはないと思います。厚岸町に第1次産業が農業と漁業があるように、町立病院も絶対なくてはならないものなんです。ですけれども、この事業会計の中の赤字がどんどん札落ちして、後処理できなくなってしまうということも心配されるので、一般会計でも苦しいと思いますけれども、今聞くと1億5,000万からのやはり交付税が入ってきているわけですから、それに1億5,000万なり2億なり積み足して、とにかくこの赤字を近い年度に解消するという計画書なり何なりを私どもに示していただきたいと、

委員 長
町 長

このように思います。

以上です。

町長。

再指摘ではありますが、経営として健全経営を目指す、これは当然のことです。しかしながら、諸情勢の厳しい中で、我々も最善の努力をいたしておりますが、結果的にはこういう状態になっている。特に、町立病院が改築をされ、町民ニーズに合った病院運営というものを目指したわけであります。すばらしい病院であります。

しかしながら一方、医者が来ない、また看護師も不足をする。極めて厳しい運営状況にあるわけであります。しかしながら、ここにきてようやく病院の内部改革ができたのかなと思っておるわけであります。といいますのは、やはり何といたっても大事なことは、患者と病院の信頼関係であります。

かつては、いろいろな悪いうわさが流れました。やはり、病院経営も端的に言えば商売であります。人が来なければ、ご承知のと通りの経営状況になります。そういう面において、今後とも町民との信頼関係をさらに維持しながら、内部改革はもちろんのこと、さらにはまた病病連携、さらにはまた病診連携等を図りながら、健全運営を進めてまいりたい、かように考えますのでご理解をいただきたいと存じます。

委員 長
監査委員

監査委員。

監査報告の中で、もう一つの健全化に向けた意見を取り込むべきではないかといったようなことだったと思います。このことにつきましては、先日行いました監査委員の口頭報告、それも簡単でございますけれども、申し述べたとおりでございますし、この決算審査意見書、お配りしてございます。この末尾の方に22ページでございますけれども、こうした事実ですか、事情の中で大変なこととは思いますが、病院経営の健全化のためには自助努力を望むといったことを書いてございますので、不十分ではございましょうけれども、この辺で私の方では助言をしたということでご理解をお願いいたします。

9 番
委員 長

わからなくてすみません、どうも。

ほかにございませんか。

よろしいですね。

3 番

それでは、進めてまいります。

8 ページから14ページ、事業報告書でございます。

ございませんか。

3 番、南谷委員。

2 点ほど質問をさせていただきたいと存じます。

まず第1点目でございます。16ページ、病院事業費用、項で医業費用、目の給与費、節で申しますと看護支給1億7,014万7,647円。この関係についてお尋ねをさせていただきますと存じます。

昨年の数字よりも220万ほど減額になっておる。人件費のことですから、経費を詰めたとか詰めないとかという議論には僕はならないと思うんですよ。ただ、先ほど来、非常に経営を圧迫してきているのも人件費だと常々私は感じるものですから、ただ残念ながら、私はこの事業計画を先ほども申させていただいたんですけれども、携わっておらなかった。

そんな中で、この資料を見せていただいたんですけれども、資料の中で看護師さんの人員配置、9ページ、看護師、前年度末人員が20名、そして今年度末人員が29名になっております。9名の増でございます。実質、平成15年度中に220万の支給は下がったわけでございますけれども、正看護師さんを9名新たに補充された。少なくとも、これから経営努力をしていくんだ、こう町長も明言しているわけでございますけれども、私にするとこの辺の考え方が、これは何なんだ。少なくとも、給食の関係も民間に委託してきて100件以上削減してきているよ。こういう努力をされてきていると思うんですよ。こうした中で、なぜこの採用が必要なのか。

この計画を立てる段階で、前委員の皆さんは相当議論をなさって承認をされてきたと思うんですが、私はなったばかりなものですから、全くわからないものですから、どういうことでまずこの医療体制収益を上げていくために必要で、この救命というものを考えた。この辺の原因について、まずお尋ねをさせていただきます。

委 員 長

病院事務次長。

病 院
事務次長

お尋ねのありました看護師の関係であります。病院の今看護師の定数は、正看、准看合わせて50名の定数を持っております。それは施設の規模、患者数等々に応じまして、適正な人員配置の数で必要数の問題でありますけれども、50人が必要だということでもあります。

	そうした中で、今回の年間9人ふえているというのは、看護師の退職、あるいは就職の関係でありまして、そういった補充をしながら、今回、本年度9名増員を図って、15年度末では48人の看護師を有しておりますが、そのうち2名は臨時でありますので、正職員としては46名であります。 したがいまして、まだ4名の欠員という施設の規模、あるいは施設の人員配置基準からいきますとそういった状態にあります。ご理解いただきたいと思ひますし、金額的には人数がふえているにもかかわらずというふうに思ひますけれども、これはやっぱり給与の改定、あるいは退職された方が年齢が高かったわけでありまして、新たに採用されている方が年齢が低いという、こんなことも、若い人たちが採用されているということもありますので、トータルでの人件費としては看護師給としては減額となっているということをご理解いただきたいと思ひます。
委員長	よろしいですか。 3番、南谷委員。
3番	ただいまのご答弁ですと、退職された方がこの補充でといいますけれども、この数字に表示されていますか。 それから、もう一つお尋ねいたしますが、今定員が50とおっしゃられましたよね。今、町立病院で決められている。ですけれども、私が調べたところによりますと、医療法施行規則によりますと、当町立病院の規模であれば何名が最低必要なのか、この辺の数字も教えていただきたい。
委員長	休憩いたします。 休憩時刻 11時51分
委員長	委員会を再開いたします。 再開時刻 13時00分 最初に、南谷委員に対する答弁から入りたいと思ひます。 病院事務次長。
病院事務次長	大変時間を費やしまして申しわけございません。 ご質問がありました看護師などの配置の基準の数でありますけれども、医療法施行規則第19条第1項の4で定められておりますが、町立病院は療養病床、一般病床、それに外来となっておりますので、それらの患者数に応じて今年度、15年度の決算統計、自治省から求められております公営企業決算統計の報告の中で、16年4月1日現在での必要数を算定しますと、外来では看護師10人、病棟では20人、合計30人

の医療法上の最低限の必要数となっております。

これは、医療法施行規則に求められる最低の配置基準であります。それぞれ病院の入院患者の実態、あるいは地域の実情に合わせて必要数を条例で定めているものでありまして、昨今の入院の状態からいきますと、療養、あるいは介護病棟の入院患者の様態の変化もありまして、必要位置数は最低基準を上回る配置をしておりまして、そういった形ではよりよい看護を目指しながら、懸命に病院運営をしているところであります。

なお、そうした中であって、質問にもありましたが、看護師の人数の関係であります。14年度から15年度の増減の問題であります。本年度末でそれぞれ正看、准看合わせて48人、前年度末では41人ということで記載してありますが、これは9ページの職員に関する事項であります。退職は、この間3名の退職、うち1名が臨時の職員ということになっております。

なお、ここには数字上、末ではあらわれておりませんが、看護師助手、前年度末で3月31日現在ではゼロ人ですが、前年度の12月末で看護師助手が2名退職をしておりますので、予算の減額の中ではこの4月から12月までの給与の分が対比しますと減額になっておりますので、トータルでの看護師給与としての減額に数字が計上されてきているという内容でありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

委員長 よろしいですか。

3番、南谷委員。

3番 私の聞いておるのは、いろいろ審議をなさって、新規採用、正看護師を9名入れた考え方について僕はお尋ねしているんですよ。ということは、私の考えるには、少なくとも厚岸町の町立病院の看護師さんの給与体系というのは、普通の一般の病院であれば看護師さんは看護師さんの給与ベース、初任給は高いかもしれないけれども、年功序列制みたいなものはある程度緩やかだと判断を私はしております。

しかしながら、厚岸の町立病院は、職員給与と同じレベルで上がるのではないのか。ですから、当然9人ふやした年は下がるんですよ。だけど、将来展望を考えたときに、この9人がどのような給与体系になっていくのか、大変な問題だな、こう感じるから、そこまで押してでも9名を入れなければならなかった要因は何ですか。私がわからないときに、こういう考え方に基づいてやってきたことだから教え

ていただきたいと、こういうお尋ねをさせていただいておるわけですか。わかりますか。

でも、そのことについては、どういう考え方について、私は、人1人雇えば、最低 500万払えば 750万かかるんですよ、福利厚生費含めると。だけど、それが10年たったらどうなりますか。これは当たり前のことなんですよ。だけど今まさに、町長いわく、民営化も含めて企業効率というものを大いに考えていかなければならない、まさにそう申しているときに、現実としてこの数字が提示されている。僕の頭では、町民の皆さんに理解してくださいといっても理解できません。ですから、これはどのような理由があってこういう結果に至ったのか、はっきりとお答えいただきたいと思います。

委員長

病院事務次長。

病院
事務次長

何といても、やっぱり患者のこれまでの町立病院の地域性でありますけれども、少ない看護師で看護できるという状況にはなく、入院の年齢も引き上がってきておりますし、高齢者の入院もふえています。

したがいまして、高齢者の中でも痴呆性の老人がふえております。そういった中では、人手を介するということが非常にふえているわけでありまして、基準に定められております6対1の人数での看護というのは、極めて困難な状況にありまして、言ってみればそういった中ではできない状況にありますので、ぜひそういう看護を患者一人一人の状態をケアしながら、よりよい看護の質を高めながら患者に対する対応も高めていくということでのこの間の対応であります。

したがいまして、今回、今年度の中で条例定数持っております50人に対しまして、若干まだ不足しておりますけれども、このような増員を図ったわけでありまして。ご理解をいただきたいと思います。

委員長

3番、南谷委員。

3番

説明されていることは理解できます。ですけれども、これ、定数50名と先ほど申しましたよね。条例で決まっている定数が。過去はいつ、この50人訂正されたと思うんですね。ずっと普遍ではなかった。ふえてきたのか減ってきたのかは僕はわからないんですけれども、もしふえているとしたら、どういう根拠で何の事業をするために定数がいつの時点でどう変わったのか。

それから、さっきから説明聞いておるんですけれども、これは僕の考えですから、

委員長
病院
事務次長

ほかの皆さんどう考えているかわからないんですけども、少なくとも企業として町立病院がやっていくゆえに、これをねぐってまでもやっていくという物のとらえ方、この辺の考え方、人の採用を含めてどうなのかということは、やはり重大な問題だと思うんですよ。少なくとも1年に9名ですよ、正看護師さんを。普通であれば今の時代、嘱託とか臨時の人で対応していくかというのが一般企業の考えですよ。だから、そこにはどういう根拠があって、何を充実していかなければならないから、例えば外来診療をするんだとか、そういうものがあつたと思うんですよ。その辺が僕には理解ができないので、再度きちっと答弁をお願いします。

病院事務次長。

病院の入院患者の定数は、今98床を有しておりまして、それらの98床の病床数に応じて適正な人員配置をしているというふうに考えておりますが、この間の病院の改善計画、昨年策定させていただきましたけれども、この中での収益の確保の中で看護師増員による増収という計画も持っています。

これは2.5対1、2.5人の患者に対する1人の看護師の対応ということでの入院基本料の増収という、入院基本料が増額になるという診療報酬上の制度がありまして、こういった2.5対1看護をできるように目指して増収を図っていくという計画をこの3年間の改善計画の中で持っています。これを達成するためには、今の50人の看護師の定数をさらにふやさなきゃならんという実態もあるんですが、そこはまだ定数の改正は行っておりませんが、病院の経営改善上の計画の中では、この入院基本料増収を計画に挙げています。

これが入院基本料の増収が達成された場合の試算的な数字としては、今の入院患者の状態からいくと約8,000万の増収になるということも計算上出ておりますので、そういった計画を持っているわけでありまして。

したがいまして、今50人の定数で46人の配置、なお前年度から比較しますと9人の増員ということでありまして、それはあくまでも患者さんに対する対応を高めていく、あるいはサービスを高めていくという視点からの増収でありまして、これはそういった意味での患者さんの様態の変化も当然出てきておりますし、そういった中での看護師の24時間の対応でありますから、増員してそれぞれの患者さんに対する対応をきちっとして手厚く看護していくという、こういった姿勢で病院の運営をしております。ご理解をいただきたいと思っております。

委 員 長	よろしいですか。	
	3 番、南谷委員。	
3 番	僕がこれだけ強く申すのは、それだけの方向性をつくって取り組んでおられる、努力をしてないということを言ってるんじゃないんですよ。でも、結果としてきた数字というものはこれは何なんだろう、現実。 今後、何年かでこの事業をやっていくために努力するということですから、一生懸命頑張ってもらって、少しでも町民の皆さんに満足をしていただけるような体制づくりに励んでいただきたいとお願いをいたしまして、次の質問に入らせていただきます。 17ページでございます。	
委 員 長	ちょっと今議論しているのは14ページまででやっているものですから。	
3 番	すみません。	
委 員 長	ほかにございませんか。	
	(な し)	
委 員 長	それでは次、進めてまいります。 15ページから20ページまでは、附属明細書です。 ございませんか。 3 番、南谷委員。	
3 番	先ほど、資料をお願いをしていただきました17ページの経費、諸会費の内訳でございますけれども、一番最後の北海道看護協会32万円と記載がなされておりますが、この団体、協会さんということですから読んで字のごとく看護協会と、看護師さんが入られている協会だと思うんですけれども、32万円の支出についてお伺いをするわけでございますが、どのような団体にどういう目的で払われているのかお尋ねをさせていただきます。	
委 員 長	暫時休憩いたします。 休憩時刻 1 3 時 1 3 分	
委 員 長	再開いたします。 再開時刻 1 3 時 2 5 分 病院事務次長。	
病 院 事務次長	大変申しわけございません。 看護協会についてのお尋ねでありますので、看護協会の目的は、この会は保健師、	

	助産師、看護師並びに准看護師が対象としてこの会に入会できることになっておりまして、職業倫理の向上並びに看護に関する専門的教育及び学術の研究に努めることを目的として、看護師等の就業の促進及び確保を図ることを目的として、この会が活動されております。社団法人北海道看護協会という名称であります。
委 員 長	3 番、南谷委員。
3 番	そうしますと、厚岸町立病院がこの看護協会に入っておられるんですか。それとも、それぞれの看護師さんが加入されているんですか。その辺いかがでしょうか。
委 員 長	病院事務次長。
病 院 事務次長	この会は、それぞれの看護師が個人加入をしておりますて、それぞれの個人加入に関する会費の負担を病院側として行っているという内容であります。 これまでは、それぞれの看護師が個人加入しておりましたが、予算の関係で病院としての対応を図っておりませんでした。平成15年度から他の会と同様、個人加入になっておりますけれども、その負担を今回病院側として行ったわけであります。 なお、個人加入でありますので、全体の看護師がすべて加入しているというわけではございません。 以上であります。
委 員 長	よろしいですか。
3 番	3 番、南谷委員。 ただいまのご答弁ですと、個人で加入されておりますよ。町立病院として全体で入っておらない方もおる。確かに看護のために病院経営者として考えた場合、いかなもののでしょうか。 今、まさに道警の問題でも、随分とモラルというものが問われております。私は、組合、前職おったわけでございますけれども、個人の部分は個人が支払う義務があると思うんですが、いかがでしょうか。
委 員 長	病院事務次長。
病 院 事務次長	病院の諸会費に関する問題としまして、薬剤師、その他理学療法士、それぞれ各会がありますけれども、会の加入は個人加入となってそれぞれ運営されております。そういう中での会費の負担の仕方として、必要なこういった研究、研修、あるいは専門的な教育、あるいは情報の提供を含めて病院側としても必要だということでの考えのもとに、こういった対応をさせていただいております。ご理解いただきたい

	と思います。
委員長	よろしいですか。
	3 番、南谷委員。
3 番	この問題は、恐らく医師のいないことを窮状があつて、いろんな関係の病院での持ち出しもあつて、看護師さんも右倣えしてきているのかな。でも、私の頭の中では、個人の加入している団体の会費を会社が支払うというばかな話は民間ではあり得ないんですよ。福利厚生費で一たんそういう組織に支払って、個人の団体で加入から出すことはあるんですけども、直接、厚岸町立病院がかわって支払うという物のとらえ方というのは、僕はいかがなものかなと。 これはだれがこういう関係について決裁を、判断を町立病院の場合はされておられるか、きょうお尋ねをさせていただきたい。 また、この支出につきまして、監査委員の皆さんはどのような見解を持っておられるかお聞かせいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。
委員長	病院事務次長。
病院事務次長 委員長	この会費の決裁の決裁権は、事務長の決裁の金額の範囲となっております。 監査委員。
監査委員	この看護協会に対する32万円の関係についての監査委員としての立場、そういうことについてのお尋ねがあつたわけでございますけれども、以前ずっと前にはこういう負担はなかったというふうに聞いております。最近はこういうことで予算が認められたというか何というか、9名ふえるくらいになって甚だいいんですけども、昔は看護婦がなかなか確保できない、あちこち行ってようやく見つけてくるという時代もありました。 そういうような関係で、そういう必要性というか、相なるべくは個人に持たせないで、なるべく有利なあれだから来てほしいというような誘致政策といたらおかしいですけども、そういうような関係のイメージもあつて、恐らくこの予算化が認められたんじゃないかなということも私はあれしていますけれども、ただその個人負担といつても、話を聞いていると全く個人に属するようばかりでなくて、町立病院の運営、経営にとって必要な研修であるとかなんとか、そういったものがこの事業協会の中のあれに含まれておるとなると、なかなか即全く個人のあれでいいものかというちょっと疑問もあるんでないかという気もするわけでございます。こ

の辺は、私ども監査した立場では責任がありますけれども、そこら辺はつきり全額個人負担だと言い切ることもまた無理でないかといったこともちょっと考えているわけです。

事業内容の1年間のやった内容ですね、よく十分見定めた上でないとはっきりしたあれは出せませんけれども、やはり当初予算としてこういう内容で承認されて執行したということについて我々は監査しているわけですから、是か非かということについてはまた別問題ですけれども、一応予算化した内容についてはそのとおりになって、所期の目的が達成されておるといふふうには私どもは考えておりますけれども、その辺は十分慎重に検討する必要があるかと、かように考えています。

委員長

よろしいですか。

3番、南谷委員。

3番

22日の私の一般質問で、助役は基礎的自治体の自立する方向性、これを模索するために3つの課題がある、最重要点項目がある、その1つに職員の資質の向上を挙げておられます。ですけれども、私はその資質の向上以前の問題だと思うんですね。この問題は、モラルの問題ではないのかなというふうに判断するものですから質問させていただいた次第でございます。

少なくとも、個人に帰属するものなのか、看護協会と申しますと、看護師さんの協会だと私は判断をせざるを得ないんです。病院協会であれば病院が支払う、支出すべき項目ではないのかな。何で看護協会、個人に帰属している加入団体に、技術的な問題もあろうかもしれないけれども、今お聞きしますと100%加入もされておらない中で、やはり経営難といえども、先ほど来、次長さんは鋭意経営に努力に邁進してまいりたい、何回も聞かされてまいりました。

ですけれども、こういう支出の関係についての判断はおたくらでするんでないんですか。私は、はっきりいって甘えがあるのではないか。職員としてかくあるべき、その辺が逸脱されてるんでないですか。どうですか。

委員長

助役。

助役

諸会費から北海道看護協会に対しまして会費を納入しているということで、それ以前は、確かに先ほど次長から答弁させていただきましたとおり、個人の負担によって行われていたという内容でございます。この看護協会の設立目的、あるいは活動内容、よく見させていただいたところ、やはり看護師の質の向上という点から、

その医療政策等々について、あるいは技術的なものについてよく勉強をしている、あるいは、研究をされているという会でありまして、それらの勉強は看護師さんたちもきちっとしていただかなければならないだろうというふうに思います。

それは、直接看護師のみならず、病院の運営、あるいは経営ということに必ずかかわってくる話であります。それは、病院として講師として必要経費ではないかという判断のもとにこの32万円の会費の納入をさせていただいている。これは公費で負担していると、そういうことであります。

これは看護師一個人の問題だから、公的には私たち知りませんよと言われる内容のものではないだろうという判断のもとに、この諸会費の中から看護協会に会費として負担をさせていただいているという内容でございます。いろいろな情報の収集、あるいは技術レベルの勉強、これらは何度も申しますけれども、看護師の質の向上、あるいは意識の問題等々にも必ずや反映してくるものだということを期待して、公費で負担させていただいているということをご理解いただきたいと思います。

委員長

よろしいですか。

3番、南谷委員。

3番

助役の答弁ですと、今後も当然町立病院にとって必要不可欠であるから支給をしていくんだというご答弁に聞こえるわけですが、断じて私は違うと思います。先ほど監査委員さんもおっしゃられましたけれども、検討課題があるのではないのか、このような答弁もありました。既に支出したものについて私はどうのこうのは申しません。

ですけれども、私の今まで育ってきた環境の中では、個人に帰属するものはなぜそうなのかという部分では、ただいまの助役さんの答弁では納得ができません。その辺、いかがなものでしょうか。

委員長

助役。

助役

委員ご指摘のとおり、たしか私の記憶では、昨年以前、これは15年ですから一昨年ですか、以前は個人負担をしていたと。今回、先ほど私が申し上げた考え方から公費で負担をさせてもらったということでございます。これらにかかわるものについて、今回いろんな情報が入ってくるようになりましたし、あるいは看護師の募集等の相談にも応じていただいているということをお聞きしております。

それらは十分さらに検証を加えたいと思いますが、この15年度については先ほど

	も答弁させていただいたとおり、経営、あるいは病院の運営上、必要だという判断のもとにさせていただいたということでございます。
	なお、検証したいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っています。
委 員 長	3 番、南谷委員。
3 番	それであれば、理解をさせていただきました。少なくとも、町長以下筆頭に町立病院、町民のためにかくあるべきかということを随分と真剣な議論をさせていただいておるわけですが、根っこがこれでは、私は病院を預かる立場として、何も私は重箱の隅をつつくようなことは言いたくはないんですよ。やっぱり働きやすい職場、しっかりとした信頼関係に基づいた経営がなされるべきだと思います。経営を見守っていかなければならない現場の人間が、やはりきちんとした判断をしていただかなければ、経営というのは僕は改善されないんじゃないのかな、そんな思いがするので、なお一層の努力をお願いし、質問を終わらせていただきます。
委 員 長	答弁はいいですか。
3 番	はい。
委 員 長	ほかにございませんか。
	1 番、室崎委員。
1 番	諸会費でちょっとお聞きします。 今、北海道看護協会が1つの例に挙げられていろいろな議論がされておりました。経営の経費という点からもいろいろと議論がされておりましたが、そこでお聞きしたいんですが、北海道看護協会というのがその資質を高める上にかくべからざるものだから出したんだと。病院が出すんだというお話でしたですね。 それで、今の論議を聞いておりますと、看護師さん全員が看護協会に入っているわけではないというお話でしたですね。まず、この32万、何人分の費用なのか。それから、何人中何人が入って、何人が入ってないのか。それから、病院としてはぜひ入ってほしいというふうに、強制力はないと思いますけれども、という態度をとっているのか、余り経費かかるとうまくないからほどほどにしてほしいというような消極的な立場で考えているのか。まずその点からお聞かせいただきたい。
委 員 長	病院事務次長。
病 院 事務次長	15年度の会費の負担につきましては、20人の看護師がこの協会に加入しております

	す。なお、15年度が病院の会計として負担するのが初めてだったものですから、これは加入についての意向の確認をしまして、これまで加入していた方が20人ということで継続して引き続き加入し、なお、その分の会費の負担を行ったところであります。 したがいまして、この段階での協会への未加入者は24人くらいだったんでしょうか、この時期としては。今年の3月に支払いをしておりますので、48人中20人の加入ということになっております。
1 番 病 院 事務次長	まだ答えてないでしょう。病院の態度言っていないでしょう。 病院としては、引き続きこの取り扱いについてはその都度希望者の確認をとりまして、希望があれば加入していただくということにして、引き続き取り組みをしていきたいというふうに考えております。
1 番 病 院 事務次長	答弁になってない。病院としては入ってほしいという態度をとっているのかどうかということ。 この協会の目的から、あるいは協会の事業内容からすると、看護師としての資質の向上や研修の場、あるいは情報を受ける場としての的確なものというふうに考えておりますので、積極的に加入するよう努めてまいりたいというふうに思っております。
委 員 長	1 番、室崎委員。
1 番	それでもう一つ、二つちょっと聞いてから本論入りますが、ここで見ますと理学療法士の関係、それから栄養士の関係、これがゼロになっていますね。全国理学療法協会とか、療法連盟とか、根釧地区リハビリ技術委員会とかというようなものがあるんでしょう。 栄養士に関しても、日本とか北海道というのは地区をあらわしているんですね。そういうものがありますね。これらは、医師会だとか放射線技師会だとかいろいろありますが、そういうものと比べて病院としては入ってもらわなければならないほどの意義はないということなんでしょうか。
委 員 長	病院事務次長。
病 院 事務次長	そういうことではありません。理学療法士、あるいは栄養士会ともに加入をしております。それぞれ、年次総会等に参加をしておりますして、その段階で会費を支払ってきているのでありますが、手続上、その支払いが今年度に回ってしまったとい

	うことで、前年度の決算の中で立てかえ分が未払いに終わっているということであり ますので、申しわけございませんが、次年度の報告の中で数字的にはあらわれて きますので、ご理解願いたいと思います。
委 員 長	1 番、室崎委員。
1 番	同趣旨だということですね。
病 院 事務次長	はい。
1 番	それで、今の議論を聞いていて、今この後監査委員にもお聞きするんですが、医 師会の会費から始まっているいろいろありますが、これはそういう職員を確保するた めの、いわば何といいますか、医療関係者の確保料として考えているんですか。 何か先ほどの監査委員の話を聞いていると、その程度の意義しかないように監査 委員は考えているように聞こえ、また助役並びに病院事務次長の話によると、積極 的な意義を見ているようで、その間に不統一が見られるんだけど、理事者とし ては積極的なものだと考えているし、監査委員はこれは本来余り好ましいこと ではないんだが、技術員確保料として医師会費を初めとて、それを言わないと来て くれないから仕方がないだろうということと考えているのか。そのあたりがどうも 明確でないので、そこをきちんとお答えいただきたい。と同時に、この議論は医師 会費から最後の北海道看護協会費まで統一的な見解を出してもらいたい。よろしく お願いします。
委 員 長	監査委員。
監査委員	私の方から、先にお答えしたいと思いますけれども、先ほど32万円の内容につき まして私ども監査のあれがありますけれども、内容がいろいろ看護婦確保上の目的 に私、力点を置いて言ったわけですが、そういうような経過もあったろうし、 それから情報提供、それから看護婦自体の資質の向上、研修、いろいろそういう要 素がかみ合っていると。ですから、内容をしかと検討していく必要があるというこ とを私申し上げたわけでございます。 そういう分析した結果、もし個人的な、いわゆる観楓会じゃないけど、それだけ のようなあれであれば、そういったものはもちろん個人負担だけれども、研修とい うのはやはり任命権利者が行うということが義務でございますから、そういうもの が絡んでいるとすれば、やはり公費負担もそういう面ではあり得るだろうと、そう

委員長

病院
事務次長

いう点で私は検討するあれがあるということを言ったわけでございます。それでいいですか、そういうような内容なんですけれども。

病院事務次長。

諸会費総体としての考え方を問われているというふうに思いますが、いずれにしましても、今までこの諸会費の扱いについては、それぞれ各会の会員の資質の向上やら病院、あるいは医療に対するそれぞれの情報の提供やら必要な会の負担だというふうに考えておりますので、引き続きこういった形での負担を考えていかなければならないと思っておりますが、しかるべき財政の問題もありますので、こういった全員加入方式がいいのか、団体加入方式ができないのかということも含めて、それは各団体との協議になろうと思っておりますが、あくまでも個人加入ということになるのであれば、こういった形にならざるを得ないこともあろうかと思っておりますが、そういった意味で病院としては引き続きそれぞれ会の設置目的やら会則なども取り寄せておりますので、そういう形で今後とも加入については図っていきたいというふうに考えております。

委員長

1 番

1 番、室崎委員。

時間ありませんから簡単にやります。

監査委員さんになるべく明確にご答弁願うように、するようにお願いしますよ。これは、15年度の決算なんですから、会計の監査は終わっているわけですから、これから懸案事項として考えねばならないというなら、15年のは何やってたんだということに逆になってしまいますので、そういう言葉尻をとらえるつもりはありませんけれども、やはりきちんとしたものを示すように、我々に誤解を与えないように今後は答弁をお願いしたい、これは要望しておきます。

それから、理事者並びに病院の方をお願いするわけですが、それぞれの会費を納入している会がありますよね。その一つ一つが趣旨、目的、これは病院の業務遂行のために必要かどうかという点については、やはり一つ一つをきちんと検証していただきたいんです。ただ何とかという会があるからあれも出す、何とかという会に入りましたこれも出すということになってはうまくないですから、今がそうだとはいえないですよ。と同時に、どうしても病院というところは、はっきり言うと医師のやることに対しては何でもいい、はいになるんですよ。そして、その他のコメディカルと言われる人たちのものについては、なかなか厳しくなっていく傾向が

あるんです。

これは、医師を頂点としたヒエラルヒーがどうしても存在しますから、ある意味では仕方がない部分なんだけれどもあるんです。でも、それではだめなんですよ。医師というのは、医療の一分野を行っているにすぎません。すべての医療従事者がそれぞれの分野においてきちんとした仕事をして、連携し、有機的に統合することによってまともな病院になるわけですから。かつてその何十年か前のように、医師というものが右向けといたらみんなが右向く、左向けといたら左向く、患者よりは医師の言うことを聞いていればいいという時代では、どの病院も既になくなっているわけですから。

ですから、それぞれの会費というものの病院で支払うかどうかという基準については、やはり必要なものであるならば医師会費に支払って、それから放射線技師会には支払わないということにはならないということです。

ですから、その基準はきちんと出した上で、なおかつ個々には必要なものなのかどうかということをやはり問いかける。それから必要なものであるならば、やはりその職場にいる方の半数しか入っていないというようなことではうまくないと思いますので、団体加入云々の話は今別にしてですね。必要であるならばみんなが入らなければならない。それから、必要でないならば、病院の預かり知ったところではないということになると思います。このあたりの基準は明確にするように、これもお願いしておきたいんですが、いかがでしょう。

委員長
町長

町長。

私からお答えをさせていただきます。

厚岸町立病院の経営健全化のための短期プログラムというのがあります。その中の1つに、医師、看護師等の職員の資質の向上というものを大きく上げております。職員の意識啓発や専門技術取得のため、各種研修等への参加を促進し、職員の資質及び業務遂行能力の向上を図るという1項目あるわけであります。

そういう点については、私はやはり今指摘ありましたとおり、医療従事者の資質の向上、もちろん看護師も同じであります。そういう面において、本来でありますと、町が主催者なり、また関係するものとして事を進めることが一番いいでありましょうが、しかしながら、やはり町自体は限界があると思います。研修をするにいたしましても。そういう面、機会があれば各種団体で行われておりますそういうも

に参加をさせるということも、資質の向上にとっては大事なことだと思っております。

そういう面ではいろいろな方法があると思いますが、今お話がございましたとおり、やはり財政厳しい折の中で、これだけの諸会費を出しておるわけでありまして、134 万円という。やはりそういう検証といいましょうか、この機会にすることも大事になると思ったと。私は、財政は厳しいけれども、これは町職員にも言ってるんです。やはり資質の向上、特に専門性を要求されておる時代であると。ですから、財政は厳しいけれども、必要なものについては予算出すということで行っておりますので、この点を検証しつつ、本当に必要かどうか判断をすべきときにきているんじゃないかと、かように思いますので、今の南谷委員並びに室崎委員から指摘がありましたことについては、今後の病院運営にもかかわることでありまして、健全経営を目指すに当たっての1つの検討事項として行ってまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと存じます。

1 番
委 員 長

結構です。

よろしいですか。

14番、田宮委員。

1 4 番

この諸会費ということで一くくりにしているんですね。一般会計でいいますと、負担金補助及び交付金で各団体にお金を出していますしね。そういうものの基準とこれと照らし合わせてどうなんですか。

委 員 長
行 財 政
課 長

行財政課長。

今、一般会計の負担金補助及び交付金、そういった諸会費の中身的には同じ内容だというふうに思います。ただ、基本会計については、一般会計みたく各細目が決まっているわけではございませんので、一くくりになっているという状況であります。

それと、それらの内容について、精査含めて、企業会計は企業会計の中の企業努力の中でやってございますし、一般会計の中での整合性というのは実際的にはとられていないのが実態であります。

委 員 長

14番、田宮委員。

1 4 番

私の質問は、この諸会費を通じて事務次長に質問するのではなくて、一般会計ですから、今、行財政課長がご答弁になっておりますが、そういう観点で。当初予算

を組まれるときに、病院から出された諸会費というものについては、そういう基準であなただけが見られるはずなんですよ。全然目を通さないで予算組むわけではないと思うんです。

確かに、今論議になった北海道看護協会のように、個人加盟だというものについては、これは一般会計で負担金補助及び交付金で見られないものだというふうに思うんです。その辺のけじめをきちんとしていただきたい。これは企業会計であれ一般会計であれ、扱いは1つにしないと非常に困ると思って、その辺の基準をお聞かせいただきたいということを言っているわけです。

委員長

行財政課長。

行財政課長

今、委員ご指摘のとおり、企業会計の部分につきましては、負担金補助及び交付金という補填の中身ですね、総額の中で財政支出をしているという状況であります。この負担金補助及び交付金につきましては、私ども一般会計としては一件審査をしてございまして、今、質問者おっしゃいましたとおり、一般会計と企業会計の取り扱いが違っているということでございますので、普通は負担金補助及び交付金につきましては、平成16年度の予算も事務事業の見直しをしてまいっております。

今年度も集大成になるかどうかわかりませんが、それをきちんとルール立てしようということで取り組んでおりますので、それにあわせて今ご質問があった中身含めて、これは企業会計であれ一般会計であれ統一的な進め方をしなきゃいけないというふうに思いますので、この17年度に向かったの整理の中身としていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

委員長

14番、田宮委員。

14番

一般会計で既に論議をしております。こういうものについては、全体的にやはり下げるように見直しをするべきだと。やはり向こうから言いなりにお金を出すのではなくて、きちんと精査をして、その団体がきちんとした団体なのかどうか。具体的には、定款から予算からみんな見きわめて、そしてお金を出すということを一般会計で申し上げております。

要するに、企業会計でも同じだというふうに思いますので、その辺は全体の枠を減らすような格好で、あるいは金額を下げるような格好で今後とも検討していただきたい。それから、統一的な基準があるわけですから、その辺ははっきりと答弁していただかないと困るというふうに思います。

委 員 長	行財政課長。
行 財 政 課 長	繰り返しの答弁になりますけれども、いずれにいたしましても、いわゆる考え方の違いがあるということでございますので、この平成16年度の中、17年度に向けてきちんとした統一見解を含めて出させていただきますながらご理解を願いたいというふうに思います。
1 4 番	はい、いいです。
委 員 長	よろしいですか。
	ほかにございませんか。
	総体的にございませんか。
	15番、佐齋委員。
1 5 番	ちょっと総体的といえ、先に進んで忘れたものですから、患者数について今年度が昨年から見ると、入院患者は内科はふえているけれども、他の科は全部減っていると。それから、外来は全体的にマイナスだと。総体的に約20%ぐらいの減になっているということでございますけれども、これについては、病院としては、原因がどのようなことかと把握しているんですか。もしあればお聞かせ願いたいと思います。
委 員 長	病院事務次長。
病 院 事務次長	患者数の減の問題につきましては、先般もご説明いたしました、医師の退職等々によります患者の減少もありましたし、そういった意味では主に去年は4月以降、医師の異動がかなり激しかったものですから、一番大きな影響であったというふうに思っております。
委 員 長	15番、佐齋委員。
1 5 番	原因は、結局医者がうまく確保できなかったということでございます。この概要を見ますと当初は5名、それから8月にはふえて7名退職になりましたと。12月にまた減るんだというならば、また同じようなこれは減少になるんじゃないですか。それと、やっぱり町民が信頼されていくような病院、それをつくっていただかなければこれは患者がふえていかない。数値的には収支がマイナスということになるんですね。毎度、赤字が垂れ流しになるわけでございますが、町長もいろいろ苦勞されて、医者確保には万全を期するということをされておりますけれども、ただ我々町民の声を聞くと、せっかくお医者さんが来たなと、なれたころにまた次行くと

かわっているんだと、そういう声が、そういうことがやっぱり町民が不安を持つんですよね。だから、どうしても足が遠のいて、それであれば釧路行くかというようなことになっちゃうと思うんですよ。

その辺やっぱりきちっと町民が安心して通えるような病院にしていかなければ、こういう問題、毎年ずっと私議員になりましてから、毎度出るたびに減って、減って行って、ふえたということ余り聞かないんですよ。だから、年々減っていく場合、せっかく財政改革してやっても、やっぱり将来患者が来ないことには、これ、収支がプラスになっていかないですから、何ぼ経費を詰めてもこういう形になればふえていかないですね。やっぱりその辺きちっと確保していただかなければ、ただ我々が余り言っても、そうしたら、おまえら医者連れて来いと言われても我々できるもんじゃないですけども、やっぱりその辺をきちっとしていただかないと、町民が信頼を持てるような病院にしてから、お医者さんもせっかく来たら安心して通えると、行ってもかわってないというならいいけれども、行くたびにかわるようなことであれば、これはやっぱりどんどん信頼を失っていくと思うんですよ。その辺、町長どうですか。

委員長

町長。

町長

お答えをさせていただきます。

全国の病院の中で、厚岸町立病院のような病棟の病院6割が赤字であります。その実態といいますのは、今ご指摘がございましたとおり、医師の確保であります。それともう一つは、定着率が悪いということであります。すなわち、医者とのせっかくの信頼関係が深まった中で、また医師がかわるという患者に対する不安、これも大きな原因になっておるわけであります。ご指摘がございましたとおり、厚岸町立病院も同様であります。

そういうことをかんがえますならば、やはり定着をしていただいて、町民との信頼関係をさらに深めてもらいたい。開設者としては望んでおるわけであります。ところが、個人の医師の都合上やめざるを得ないという実態であります。その医者に対していてくれと、心から懇願しているわけですが、そういう状況にあるという点については、ご理解をいただきたいと思います。

しかしながら、せっかくおいでいただいた医師については、いろいろな条件等もあるわけですが、しかし財政厳しい折の中で満度にいたすことはできないと

ということもあるわけであります。お互いの都合もあるわけであります。しかし今日、先ほども申し上げましたけれども、19年までの病院健全化方針を決めながら、信頼される町立病院ということで頑張っておるわけであります。

ただ、固有名詞は別にいたしましても、12月にも1人の内科がおやめになります。これはまた残念なことであります。この医師につきましても、都合がついたときには必ず町立病院へまた来てくれと。また月に1回ぐらいでも診療してくれないかということをお願いもいたしておるところでございます。

そういう方法でも、患者との信頼関係、安心して行ける町立病院にしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

よろしいですか。

15番

はい。

委員長

ほかにございませんか。

16番、竹田委員。

16番

患者外給食についてお伺いしたいと思います。

給食収益の中で57万9,120円の減ということで、これについて患者外給食、何名中何人の方が利用されているのか。また、1人当たりになると、どのくらいの損益に当たるのか。

それから、利用されている、給食を食べている方の話を聞いて、ぜひ言ってほしいということと言われたものですから、食事がまずいということで非常に言われました。実態的に、昨年度の事務長の答弁で非常においしいというふうに事務長が答弁の中でおっしゃったわけですが、その答弁を聞いた利用されている方が冗談じゃないと、舌おかしいんじゃないかっていうような声が随分ありました。

それで僕、実際聞きに行ったところで、やっぱり非常においしくない、改善してほしいというようなことがありましたので、その辺を実態、今日は事務長違いますけれども、自分自身食べたのかどうなのか。その辺の実態調査をしているのかどうなのか。

給食、今年から委託に変わりましたよね。その時点でも、前よりも味が落ちた。削減するのはいいんだけど、非常に食事がまずくなったという実態調査をまずしているのか。ちょっとお伺いしたいんですけども。

委員長

病院事務次長。

病 院
事務次長

その給食のまず人数の関係のご質問があったと思いますが、一般の職員ではこれ人数ということよりも食数で 2,274食、15年度は減っております。あとは医師関係でいきますと、朝食が 182食ふえておりまして、夕食は 175食ふえております。それらのトータルで、金額に直すと57万 9,120円減っているということでもあります。

それと、単価の問題では、今職員の給食につきましては1食 300円ということで提供しておりまして、この金額の問題は高くするとおかずの量もふえるんですが、そうすると利用する人数が減るということも出ておりまして、希望者が減るということも出ておりまして、平均的なところでの職員の中での 300円というのは全体の合意のもとでの今実施を行っている状況であります。

それがそれぞれの味覚に合うかどうか、あるいは自分の嗜好と合うかどうかということについては、必ずしも一致しないものがあるかと思いますが、おおむね我々が聞いている中では、まずくもなく高くもなくというふうに伺っておりますし、なお入院患者の皆さんにつきましては、毎月1回給食会議というのを開いておりまして、それぞれの担当部署における患者さんに対する給食の提供についての要望や意見やら、あるいは改善を求めることやらを取りまとめをしながら、給食の業者も含めて月1回の給食会議を行っているわけですが、その会議のほかに管理栄養士も週1回、嗜好調査ということで、患者さんと直接話をしながらどうでしたかというようなことを伺っております。

その中でも、それぞれの意見としては、今、委員申し上げました極端においしくないとか、まずいとかということでの評価というのは、私ども受けてなかったものですから、今驚いている状況でありまして、なお会議の中での検証を含めて、ただいまのご意見に基づきながら持ち帰ってまいりたいと思います。

委 員 長

16番、竹田委員。

1 6 番

今、患者の部分について月1回調査をしているということなんですけれども、僕が言っていたのは、患者外給食の部分なんですけれども、それについては調査とか皆さんの意見とか聞いている分、今、月に1回そういうことをしているんだというのがありましたけれども、その調査結果という部分については、何か資料的なものありますか。データをこういうふうに拾っているんだ、こういうふうにして話して、こういう意見があったというものを。ただ、口頭だけで聞かれても自分自身ちょっと理解できないんで、毎月やっているデータみたいなのを毎月別に分けているのか

委員長

病院
事務次長

どうなのか、そういうことをしているのかどうなのか、また、そういう結果表みたいなものがあるのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

病院事務次長。

基準給食の考えからいきますと、給食会議の記録につきましては、先ほどおっしゃいました月1回の給食会議は、記録として文書で保存されております。

なお、それは患者さんに対する給食の提供についての給食会議の記録であります。

おっしゃられました職員の給食についてのそれぞれの嗜好に合うか、あるいは自分の口に合うかどうかということについては、それぞれの好みの関係がありますので、今それぞれに提供しております1食 300円の中での給食ということであります。メニューは前の週に張り出されておりますが、それを希望するごとに食することができるようになっておりまして、希望しなければ注文しないという内容でありますので、やっぱりそれぞれの好み等々ありますから、必ずしも全部の人の口に合うかどうかということについては把握していない状況であります。

委員長

16番

16番、竹田委員。

無論 100人いたら 100人においしいものをつくるというのは、これは民間の食堂でもあり得ない話なんで、僕はそういうことを言っているんじゃないくて、皆さんに職員に対してアンケート調査をきちっとして把握してほしい。それと、アンケート調査をきちっとして、1つしたの患者に対しての同じような調査をしていただきたいなというふうに思います。その上で、どういった食事をつくるのかということも検討していただきたい。

それから、万民に対して同じ評価をいただけるということは絶対にあり得ないわけですから、人間も好き嫌いがあるのと同じでみんなに合うわけではないですから、ですから1人も2人、10人よりも20人、1人でも多くの方がおいしいというふうに食べれるような料理に改善していくことこそが一番大事なことで、全員においしい食事をつくるということはありません。

それから、先ほどの答弁で高いからうまいものをつくれて、安いものだとうまいものはつukれないというふうに言ったのは、それはちょっと研究不足だと思います。もっと安くてもおいしい食事というのはつukれるはずだと思うんですよ。やっぱり食材と味つけだと思います。何も味つけのないつきコンニャクに味噌をつけるのかしょうゆをつけるのかという問題は好き嫌いになりますけれども、おいしいかおい

	しくないかという問題は個人、個人の差があります。しかし、平均というものが必ずあるはずですから、その平均値を探すためにアンケート調査などをして努力していただきたいというふうをお願いいたします。
委 員 長	病院事務次長。
病 院 事務次長	ただいま提案ありましたアンケート等の職員に対する実施については、研究課題として取り組みを進めていきたいというふうを考えております。 なお、私の答弁の中で高いからおいしいとか、安いからうまくないということではなくて、今 300円で提供している金額について、それぞれの気持ちとして 300円では高過ぎるという気持ちが出てきているという内容でありますので、私個人としましては 300円が適切だというふうに思っておりますが、それぞれの中ではやっぱり 300円は高いから自分で弁当持ってこようという、こんな意向もなきにしもあらずということで、あることを理解していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。
委 員 長	ほかにございませんか。
	(な し)
委 員 長	なければ、以上で質疑を終わります。 お諮りいたします。 討論を省略し、本案は原案のとおり認定すべきものと決するにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
委 員 長	なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。
委 員 長	以上で、本委員会に付託された 2 件の審査は全部終了いたしました。よって、企業会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会時刻 1 4 時 2 1 分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 1 6 年 9 月 2 4 日

平成15年度企業会計決算審査特別委員会

委員長